

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年9月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	多言語サイン等調査及びガイドライン作成業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020039
(3) 物品委託役務内容	本市の外国人市民や来訪者等の円滑な移動のため、現状分析及び効果的な案内機能についての調査等を実施し、全庁的に活用できる多言語サイン等ガイドラインを作成する。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年3月22日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年9月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年9月25日～ 令和2年10月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年9月25日～ 令和2年10月2日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 政策企画部 政策推進監（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0917 /ファックス番号 082-420-0402 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年10月7日～ 令和2年10月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年10月13日～ 令和2年10月14日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年10月15日 午前10時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

多言語サイン等調査及びガイドライン作成業務仕様書

1 業務名

多言語サイン等調査及びガイドライン作成業務

2 業務目的

本市に在住する外国人市民や、本市への外国人来訪者等が円滑に移動できるよう、公共サイン等の多言語化や案内機能の充実に向けて、現状の把握・分析や課題整理、先進事例の検討から、効果的な案内機能について調査を実施し、多言語サイン等を整備する際の原則や基本的な考え方を検討し、全庁的に活用できるような多言語サイン等ガイドラインを作成する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月22日まで

4 履行場所

東広島市内

5 業務内容

(1) 現状調査

①本市への外国人来訪者の玄関口となる西条駅～東広島市役所周辺、東広島駅前周辺（それぞれ、駅コンコースを含む）を調査対象範囲として、公共サイン等の設置状況等を把握するための現地調査を行う。また、西条駅周辺については、平成30年度に本市観光振興課が実施した「西条酒蔵通りサイン計画調査業務」の結果（電子データ提供可）を活用し、情報更新することも可。

※詳細は、別添1、2を参照。

②調査結果については、公共サイン毎にカルテ（現況写真、設置場所、サイン種別、設置者、表示言語、寸法等）を作成し、全体位置図、数量等一覧表に整理する。

※なお、対象とする公共サイン等とは、道路案内標識、歩行者案内、公共交通（バス・タクシー等）の案内等とする。

(2) 現状分析及び課題抽出

外国人を対象としたアンケート調査及び実地でのヒヤリング調査等を実施し、さらに本市の外国人市民の属性等を鑑みながら、現状分析及び課題抽出を行う。アンケート調査は、発注者との協議により外国人が所属する市内複数施設（2か所程度）を対象とし、アンケート票の作成（100件程度）、配布・回収・集計を行う。

また、実地でのヒヤリング調査は、本市に在住する外国人市民や本市への外国人来訪者など、属性の異なる外国人を対象とし、西条駅から東広島市役所周辺を受注者及び発注者が現地同行しながら実施する。なお、本市への外国人来訪者については、受注者にて選定すること。

(3) 先進的な事例収集・分析

外国人市民や外国人来訪者等が円滑に移動できるような多言語サイン等の案内機能や情報

提供内容、デジタルを活用し機能が向上している等の先進的な事例を収集し、本市の現状を改善するために取り入れるべき効果的な情報提供方式や整備手法等を抽出する。

(4) 課題整理及び対応策（項目や手法）の検討及び提案

上記（１）、（２）、（３）において得られた情報を基に、課題の整理及び国際色豊かな都市としての雰囲気醸成に効果的な多言語サイン等の具体的な取組（項目・手法等）について検討し、提案すること。

(5) 多言語サイン等ガイドラインの作成

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」等の国のガイドラインや先進事例を踏まえ、全庁的に活用できるような多言語サイン等ガイドラインを作成する。

構成としては、提供すべき案内情報や表記方法（多言語化・ピクトグラム等）、設置場所や設置方法に関する留意点等、多言語対応の方向性や進め方など、基本的な方針を記載する。

ページ数については、３０ページ程度を想定しているが、契約締結後に発注者と協議の上、決定することとする。なお、関係各課への確認等が必要な内容が発生した場合、協議により適宜、意見を反映しながら取りまとめること。

(6) 報告書作成

上記内容を整理し、報告書を作成する。

(7) 打合せ協議

業務着手時、中間時（２回以上）、成果品納入時（業務完了時）を基本とするが、業務の進捗状況に応じて適宜、実施する。

6 成果品

(1) 業務完了報告書（任意様式）

(2) 業務報告書（紙媒体５部）

(3) 業務内容の（１）～（５）についてのデータ形式（PDF形式及びワード形式）

※なお、業務内容の（１）～（４）については、一括して報告書を作成してよい。

※業務内容の（５）の多言語サイン等ガイドラインについては、業務報告書（紙媒体５部）の中にも含めること。

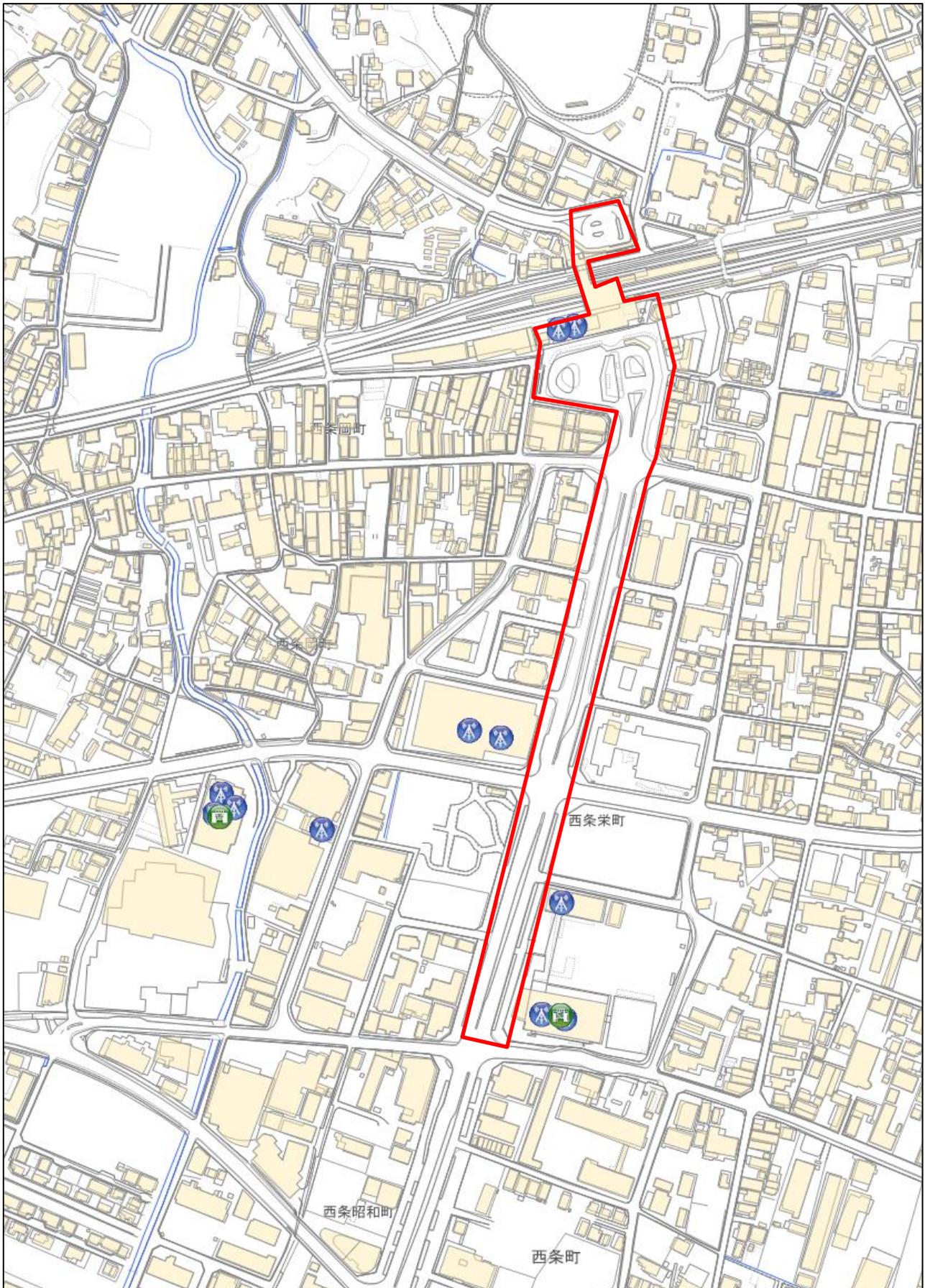
7 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市政策企画部政策推進監（国際化担当）

電話 082-420-0917

FAX 082-420-0402

■調査対象範囲（西条駅～東広島市役所周辺）



■調査対象範囲（東広島駅前周辺）

